

平成 29 年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 29 年度定期監査(4)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

平成 29 年 8 月 15 日から同年 8 月 30 日までの間において実日数 4 日間

方針

平成 29 年度練馬区監査基本計画に基づき、技術的観点から工事の計画、設計、積算、施工等において、つぎの点に留意をして対象工事が適正に執行されているか監査した。

ア 一般的事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ、合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ、単価、歩掛け等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。
- (コ) 検査は適正に行われているか。

イ 重点事項

- (ア) 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。
- (イ) 法令手続は、遵守されているか。
- (ウ) 学校生徒(児童)・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。
- (エ) 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (オ) 工事関係書類の確認および監督・管理(監理)は、適切に行われてい

るか。

対象工事

- ア 練馬区立大泉北中学校屋上防水および外壁改修工事
練馬区立大泉北中学校屋上防水および外壁改修機械設備工事
練馬区立大泉北中学校屋上防水および外壁改修電気設備工事
- イ 練馬区立早宮小学校トイレ改修工事
練馬区立早宮小学校トイレ改修機械設備工事
練馬区立早宮小学校トイレ改修電気設備工事

対象部課

- ア 施設管理担当部施設整備課
- イ 教育委員会事務局教育振興部施設給食課

2 監査結果

適正に行われていた。

なお、練馬区立早宮小学校トイレ改修工事現場において、安全管理で一部不適切な事例が見られたので指導した。